

指名競争入札 指名通知共通事項 電子入札用

この共通事項は、浅口市が発注する建設工事の指名競争入札のうち、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した電子入札により執行する入札について、適用する。

1 スケジュールについて

以下のスケジュールは原則であり、指名通知書に記載のスケジュールと異なる場合もあり、その場合は指名通知書のスケジュールが適用されるため注意すること。

(1) 入札通知

原則として木曜日（午前中）に、電子入札システムのメール送信で、指名通知を行う。指名通知をメール送信したあと、原則、電話等での連絡は行わない予定のため、必ずメールの確認をすること。

(2) 設計図書ダウンロード

設計図書ダウンロード期間は、原則として入札通知を行った木曜日の午前中から翌週の金曜日の 17 時までとする。

(3) 設計図書に関する質問

質問書の提出期限は、原則として翌週火曜日の 17 時とする。

(4) 設計図書に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システムに掲載する。原則として、翌週金曜日の 17 時までに回答する。

(5) 入札金額登録（応札）

入札金額登録の期間は、原則として入札通知の 2 週間（翌々週）の月曜日の 8 時 30 分から木曜日の 17 時までとする。

(6) 入札辞退

電子入札システムで「辞退」を登録すること。（登録後の撤回はできないものとする。）

(7) 開札執行

原則、入札通知から 2 週間（翌々週）の金曜日に開札するが、積算期間中に休日が多いときは 3 週間後の金曜日になる場合もある。

(8) 開札への立会、傍聴

電子入札の開札に立会いを希望する場合は、開札予定日の前日（予定日の前日が休日のときは、直前の勤務日）17 時までに、開札立会申込書（財政課に様式あり）を財政課へ提出すること。

傍聴（参観）は、従来どおり氏名等の記帳のみで可能とする。

(9) 入札結果通知、契約書送付等

落札決定、不調等の各結果通知は、電子入札システムのメールで送信する。（書面通知はしない。）

各者の入札金額等結果の内容は、電子入札システム等で確認すること。

落札業者へは、従来どおり電話で連絡し、財政課で用意した契約書類を渡すものとする。

2 設計図書等について

- (1) 設計図書等は、通知に示す期間において、入札参加者が自ら電子入札システムから設計図書等をダウンロードすることにより交付するものとする。
- (2) 設計図書に対する質問は、通知に示す締切までに、施行担当課へファクシミリ（持参、電話及び電子メール等不可）により行うこと。回答は、電子入札システムに掲載することにより行うものとする。

3 入札書の提出について

- (1) 設計図書等の交付（ダウンロード）を受けた後、通知に示す期間において、電子入札システムにより入札金額その他必要事項の登録を行うことにより、入札書を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を電子入札システムに登録すること。
- (4) 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めないものとする。

4 工事費内訳書について

- (1) 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札においては、電子入札システムを用いた入札金額の登録にあわせて、添付ファイルとして工事費内訳書を添付すること。
- (2) 添付する工事費内訳書の作成においては、本件入札に係り電子入札システムからダウンロードした書式を使用するものとし、対象案件の設計書に基づき積算のうえ、入札金額に対応した額を記載すること。また、工事費内訳書に記載する日付（提出日）は、入札（開札）日とすること。
- (3) 添付する工事費内訳書の電子ファイルについては、ファイルの大きさを1ファイルあたり3MB以下とし、ファイルの形式を次のとおりとすること。ただし、当該形式で保存時に損なわれる機能は、電子ファイルの作成時に使用してないこと。

ファイル形式	条件
PDF 形式	最新の Adobe Reader で読み取りが可能なもの
Microsoft Excel（拡張子が xlsx 及び xls）	Microsoft Excel2013 で読み取りが可能なもの
Microsoft Word（拡張子が docx 及び doc）	Microsoft Word2013 で読み取りが可能なもの

- (4) (3) の場合において、電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は zip 形式とすること。ただし、自己解凍方式は認めないものとする。
- (5) (1) により工事費内訳書を添付する場合は、当該工事費内訳書について、最新のパターンファイルによりウイルスチェックを行うこと。
- (6) 提出した工事費内訳書の訂正、引換え又は撤回は認めないものとする。

5 入札（開札）執行について

- (1) 開札は、通知に示す日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 入札回数は、1回とする。
- (3) 開札は、入札参加者のうち立会を希望する者を立ち会わせて執行するものとする。ただし、立会を希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて執行するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格以下の範囲内（最低制限価格を設ける入札のときは、予定価格以下及

び最低制限価格以上の範囲内)の金額で有効な入札書を提出した者が1人以上の場合は、当該範囲内で最も入札価格の低い者を落札者として決定し、入札を終了するものとする。また、有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

- (5) 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札において、前号に規定する落札者決定に係る工事費内訳書の確認は、予定価格以下の範囲内(最低制限価格を設ける入札のときは、予定価格以下及び最低制限価格以上の範囲内)の金額で有効な入札書を提出した者のうち、最も入札価格の低い者から確認を行い、6(2)のアを除く各号のいずれにも該当しない場合は、その者を落札者として決定し、確認作業を終了するものとする。また、6(2)のアを除く各号のうちいずれかに該当する場合は、その者を失格とし、当該範囲内で次に入札価格の低い者について確認を行う。この一連の確認を落札者が決定するまで行うものとする。

6 無効等に関する事項

- (1) 開札において、次の各号に掲げるいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。
- ア 指名されていない者が行った入札
 - イ 入札方法に違反して行われた入札
 - ウ ICカードを不正に使用して行われた入札
 - エ 浅口市電子入札等実施要綱(平成28年浅口市告示第67号)第4条、第5条、第12条又は第13条に規定する手続きを経ずに電子入札に参加した者がした入札
 - オ 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
 - カ 入札書に必要事項が記載されていない入札
 - キ 明らかに不正によると認められる入札
 - ク 予定価格を事前公表している入札にあっては、予定価格を上回る入札金額を提示した入札
 - ケ その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (2) 開札において、次の各号に掲げるいずれかに該当する者は、失格とするものとする。ただし、応札者の責によらないと認められた場合は除くものとする。なお、イからケについては、工事費内訳書の提出が義務付けられている入札において適応するものとする。
- ア 最低制限価格を設定する入札において、最低制限価格未満の入札価格を提示した者
 - イ 工事費内訳書の全部又は一部の提出がない者
 - ウ 金額、商号・名称、代表者氏名、工事名並びに日付その他入札要件が確認できない工事費内訳書を提出した者。ただし、工事費内訳書の書式に示されていない項目は除くものとする。
 - エ 記載金額を加除訂正した工事費内訳書を提出した者
 - オ 同一案件の入札について2通以上の工事費内訳書を提出した者
 - カ 工事費内訳書以外の物(別件の工事費内訳書を含む)を提出した者
 - キ 通知で示した以外の方法で工事費内訳書を提出した者
 - ク 入札書に記載された入札価格と一致しない合計金額の工事費内訳書を提出した者
 - ケ 入札(開札)日ではない日付を記載した工事費内訳書を提出した者

7 その他

- (1) 浅口市電子入札等実施要綱第19条第1項に該当する場合は、書面による入札への参加も可能とする。手続き等については別途定める。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しないものとする。

- (4) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札（開札）を延期又は中止します。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると判断される場合を含む。）は、その入札の全部を無効とする。
- 入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (5) 落札者の決定から契約成立までの間に、浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 19 年浅口市告示第 65 号）に基づく指名停止等の措置を受けたとき、浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成 18 年浅口市告示第 101 号）に基づく指名除外の措置を受けたとき、建設業法第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による浅口市を含む区域内における営業の停止命令（業種は問わない。）を受けたとき、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき（更生手続開始の決定を受けているときを除く。）若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき（再生手続開始の決定を受けているときを除く。）又は本件入札に関し浅口市談合情報対応マニュアル（平成 20 年制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る契約を締結しないことがある。なお、このことにより契約の相手方に損害が生じても、浅口市は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 契約条項及び入札条件等については、指名通知及び本書によるほか、浅口市財務規則、浅口市工事執行規則、浅口市建設工事最低制限価格取扱要領及び浅口市建設工事等高落札率入札調査要綱等の関連規定による。